

社 援 発 0806 第 4 号
障 発 0806 第 5 号
令 和 3 年 8 月 6 日

都 道 府 県 知 事
政 令 市 ・ 中 核 市 長
地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長

} 殿

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
（ 公 印 省 略 ）
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を
改正する政令等の施行について（通知）

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第227号）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第138号）が本日付けで施行されたところである。

上記においては、社会福祉士試験、介護福祉士試験及び精神保健福祉士試験の受験手数料の額の見直し等が行われた。

各自治体におかれては、貴管下市区町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

記

第1 社会福祉士試験、介護福祉士試験及び精神保健福祉士試験の受験手数料の額の見直し

社会福祉士試験、介護福祉士試験及び精神保健福祉士試験の受験手数料の額は、実費を勘案して定めることとされているが、今般、新型コロナウイルス感染症への対策のため試験事務にかかる経費が増大したことを踏まえ、社会福祉士試験の受験手数料の額を19,370円、介護福祉士試験の受験手数料の額を18,380円、精神保健福祉士試験の受験手数料の額を24,140円とすることとした。

第2 社会福祉士試験及び精神保健福祉士試験を同時受験する場合並びに試験科目を免除される場合の受験手数料の額の見直し

① 試験を同時に受ける場合の受験手数料の額は次のとおりとした。

社会福祉士試験 16,840 円、精神保健福祉士試験 19,520 円

② 試験科目が免除される場合の受験手数料の額は次のとおりとした。

社会福祉士試験 16,230 円、精神保健福祉士試験 18,820 円

第3 介護福祉士試験の実技試験の免除

当分の間、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める介護過程を修めた者又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 5 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第 4 の 2 に定める介護過程Ⅲを修了した者について、その申請により、介護過程を修めた後又は介護過程Ⅲを修了した後引き続いて行われる次の 3 回介護福祉士試験の実技試験を免除することとした。